

伊賀市環境基本計画

～いまがんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!～
「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」

(案)



(にん太くん)

伊賀市



(しのぶちゃん)

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景	1
2 国際的な動向	3
3 国の動向	5
4 三重県の動向	6
5 これまでの本市の取り組み	7
7 計画の期間	9
8 計画の対象地域	9
9 対象とする環境の範囲	9
第2章 本市の概況と環境の現況	10
1 本市の概況	10
(1) 本市の位置	10
(2) 人口	11
(3) 産業	12
(4) 土地利用	13
(5) 上下水道	14
(6) 交通	15
2 本市を取り巻く環境の状況	16
(1) 生活環境	16
①大気質	16
②水質・底質	16
③騒音・振動	16
④悪臭	16
⑤土壌	17
(2) 自然環境	17
①地形・地質・河川	17
②気候	18

③植物・動物	19
④文化環境	19
(3) 地球環境	19
(4) 循環型社会	19
(5) 環境教育	20
3 環境意識	21
(1) 一般	21
(2) 事業所	24
第3章 望ましい環境像実現のために	26
1 施策の体系	26
2 SDGsの視点から	26
3 環境基本条例・環境保全都市宣言	27
4 望ましい環境像及び基本目標・環境目標・具体的施策	27
「望ましい環境像」と基本目標のイメージ図	28
基本目標1 地球環境	29
基本目標2 資源循環	32
基本目標3 豊かな自然	35
基本目標4 生活環境	38
基本目標5 環境教育	41
第4章 計画の推進	47
1 計画の推進体制	47
2 計画の進行管理	48

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

近年、私達を取り巻く環境の問題は大きく変化してきました。

1990年代から2010年頃にかけての環境問題は、生活の利便性を高めるため、様々な化学物質を用いた製品製造等による公害問題や経済活動優先の大量生産・大量消費・大量廃棄にともなうごみの不法投棄問題が主なものでした。当時、この問題に対応するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の改正等により、ダイオキシン類やフロン類が規制されたり、資源循環基本法等により、廃棄物のリサイクルが進められてきました。

伊賀市（以下「本市」）では、「伊賀市環境保全都市宣言」、「伊賀市環境基本条例」に基づき、「伊賀市環境基本計画」（2007年～2015年）を策定し、その計画に沿った施策を推進するとともに、身近な河川の水質監視や環境保全に関する市民活動の推進により、良好な環境を保ってきました。

しかし、2010年代に入り、このような地域の環境問題だけでなく、化石燃料の使用等による温室効果ガス増加による地球温暖化に起因する気候変動問題や、レジ袋等マイクロプラスチックによる海洋汚染問題等、地球的規模で未来に影響を及ぼす重大な問題が認識されるようになってきました。これらの新たな環境問題に対応するため、国連等を中心に世界中の多くの国や地域が参加した温室効果ガス削減目標の設定等、国際的な取組みが行われています。

21世紀は、二度にわたる世界大戦を経験した20世紀の反省のもとに「人権の尊重が平和の基礎である」という教訓を得たことから「人権の世紀」と呼ばれています。また同時に、環境問題が地球上の全ての国や人々にとって共通の課題であり、国際的な連帯のもとに経済的・社会的な発展とも結びつけながら取り組む必要があることから、21世紀は「環境の世紀」とも呼ばれています。人権は誰もが幸せに人間らしく暮らしていくための大切な権利です。人類が共存できる環境を保全することは、この権利と密接にかかわっており、環境問題は、私たちの基本的人権と深くかかわる問題なのです。

当市は、俳聖松尾芭蕉生誕の地として知られていますが、現在、俳句のユネスコ無形文化遺産登録の運動を進めています。そのなかで、身近な自然の観察や日々の生活を主題とすることにより、自然保護の心や人々の相互理解を生み、ひいては世界の平和へとつながる俳句の優れた普遍性や恒久平和への理念を掲げています。

実際に芭蕉は、伊賀から江戸に出た当初、神田上水の改修工事に現場監督のような立場で携わったといわれています。芭蕉は、自然の脅威や恩恵、様々な環境的課題を克服し経済的・社会的に発展する人々の知恵や努力を十分に理解した上で、自然環境や生活環境へのまなざしを独自の芸術に高めたといえるのではないのでしょうか。

本市は、趣のある伊賀上野城を中心とした市街地と、その周りには農村地帯と里山があり、都市と自然が調和する魅力的な街です。この魅力ある本市の自然や地域の環境及びかけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくことは、私たち市民の責務です。

そのため、今回新たに「伊賀市環境基本計画」を策定し、地球環境保全のため、地域の課題に取り組むことで、国際社会の一員としての責務を果たせるように努めます。

なお、この計画の策定にあたっては、“持続可能な開発目標（SDGs）”（以下「SDGs」という）の基本理念を反映しています。

2 国際的な動向

国際的な動向として、2015（平成 27）年 9 月に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットで採択され“持続可能な開発目標（SDGs）”が掲げられました。

これは、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能で包摂性のある社会の実現のため、17 の国際目標（ゴール）とこれに紐づけられた 169 のターゲットと 232 の指標により構成され、持続可能な開発の側面（環境・経済・社会）は一体不可分という考えを基本としています。



■ Sustainable Development Goals (SDGs) 出展：国際連合広報センター

また、近年の急速な気温上昇に伴う気候変動を抑制するため、1997（平成 9）年に採択された「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意として、2015（平成 27）年に、パリで開催された COP21 で「パリ協定」が採択されました。この協定では“世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること、並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに制限する”ための努力を継続することとされました。

さらに、この協定では温室効果ガスの長期目標設定や、削減目標を 5 年ごとに提出・更新することなどが求められています。

このように、「誰一人取り残さない」という SDGs の基本理念のもと、発展途上国を含む世界各国の人々が 17 のゴール（目標）達成のため取り組んでいます。

本市でも、持続可能な社会の実現には、市、市民、市民団体、事業者などが 17 のゴール（目標）に向けて参加し、取り組みを図っていくことが大切であり、本計画においても、このような SDGs の視点を取り入れ、市、市民、市民団体、事業者が一体となり取り組むことで、本市が持続可能な社会を実現できることをめざします。

次ページでは、SDGs の考え方をウエディングケーキに例えて示していますが、持続可能な開発・発展には「環境」「社会」「経済」のバランスをとることが欠かせません。

SDGs ウエディングケーキモデル



■SDGs ウエディングケーキモデル 出展：国際連合広報センター

このモデルは、スウェーデンの首都・ストックホルムにあるレジリエンス研究所の所長が考案した、“SDGs の概念”を表す構造モデルです。

- ①SDGs のゴールの一つである「17：パートナーシップで目標を達成しよう」をケーキの頂点とし、その下に3つの側面（階層）「②経済」、「③社会」、「④環境」により構成されています。この3つの側面（階層）の並びにはそれぞれ意味があります。
- ②「経済」の発展は、生活や教育などの社会によって成り立ちます。
- ③「社会」は、人々が生活するために必要な自然の「環境」により支えられていることを意味しています。
- ④「環境」は、全ての目標達成のための土台であることを示しています。SDGs の各目標は幅広い分野にわたっていますが、環境に関するゴールは全ての基盤となっています。

3 国の動向

国は、2018（平成30）年4月に「第5次環境基本計画」を閣議決定し、めざすべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立 ③これらを通じた、持続可能な循環共生型社会（「環境・生命文明社会」）の実現を示しました。

この施策を展開するためSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するというアプローチとともに、分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を示しました。

また、地球温暖化の抑制については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「気候変動適応法」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」などの施行により地球温暖化対策を実施しています。さらに、2030（令和12）年に温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比46%削減、2050（令和32）年度には、脱炭素社会を実現するため、カーボンニュートラル（実質排出ゼロ）に向けての取り組みも発表し、その推進のため、地域での再生可能エネルギー事業推進を中心にした地方創生事業も創設しています。



■ 第5次環境基本計画における地域循環共生圏
出展：環境省「第五次環境基本計画の概要」

4 三重県の動向

三重県は、2012（平成24）年に環境保全に関する「三重県環境基本計画」を策定しました。その後、SDGs達成に向けたグローバルな合意がなされ、またパリ協定の発効によりさらなる低炭素化が求められる状況となるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、2020（令和2）年3月に改定を行いました。

この計画では、SDGsの考え方を取入れ、目標年度を2030（令和12）年度とし、①低炭素社会の構築、②循環型社会の構築、③自然共生社会の構築、④生活環境保全の確保を通して環境・経済・社会の統合的向上をめざすこととしています。（スマート社会みえ）



■三重県環境基本計画の施策体系図 出展：三重県環境基本計画

5 これまでの本市の取り組み

本市では、“恵み豊かな環境を保全し、さらに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を現在の世代が享受し、それらを次世代に継承していく”ことなどを基本理念として、2004（平成16）年11月に「伊賀市環境基本条例」を制定しました。2005（平成17）年12月に、「環境保全都市宣言」を行い、2007（平成19）年度には、「恵み豊かな環境の保全と安全と快適な生活を営むことができる環境を確保するとともに、環境に配慮したまちづくりの推進と幸福に暮らせる持続可能な社会の実現」をめざすことを目的とした「伊賀市環境基本計画」（2007（平成19）年度～2015（平成27）年度）（以下「前計画」）を策定し取り組んできました。

さらに、地球温暖化対策として、2021（令和3）年3月に「伊賀市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）を策定し、本市が行う事務事業について、「伊賀市EMS」活動を通じて、温室効果ガス削減にも取り組んでいます。

また、本市は、京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村と3府県を跨ぐ「伊賀・山城南・東大和定住自立圏」を形成し、相互に役割分担し、連携・協力することで、圏域に暮らす全ての住民が幸せを実感できる地域を形成するとともに、圏域への定住を促進する取り組みを進めています。

国が示す、各々の地域がその特性を活かしながら、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取り組みを進めていく「地域循環共生圏（ローカルSDGs）」推進に当たっては、大阪湾に流入する淀川水系の最上流域である木津川流域圏の近隣自治体と形成している「伊賀・山城南・東大和定住自立圏」による「流域圏SDGs」の視点が不可欠です。



環境センター



伊賀市役所公用車
（電気自動車コムス）



さくらリサイクルセンター
太陽光発電設備



伊賀市役所
電気自動車急速充電器

6 計画策定の目的と位置づけ

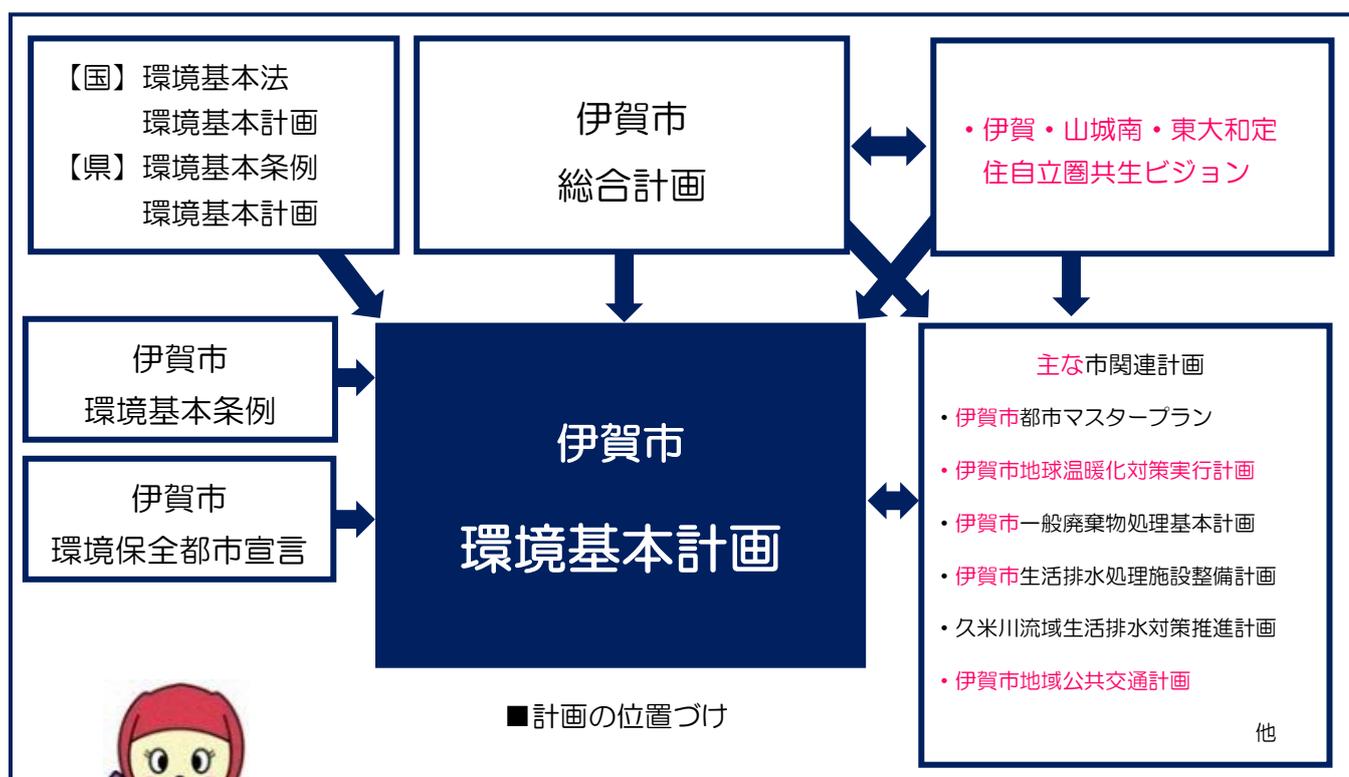
この計画は、前計画が2015（平成27）年度で終了したことや本市を取り巻く環境が大きく変化していることなどを踏まえ、「伊賀市環境基本条例」（2004（平成16）年11月1日制定）に基き、その基本理念を具体化する目的で策定します。また、本市の「環境保全都市宣言」の理念に基づき、豊かな自然環境に恵まれた安全で快適な生活ができる環境を長期にわたり確保するとともに、循環型の環境に配慮したまちづくりの推進や持続可能な社会の実現をめざします。

市民、市民団体、事業者、行政がそれぞれの日常生活や事業活動において、具体的に環境保全活動の取り組みを明らかにします。

また、国、三重県その他関連計画などの上位計画や本市の関連計画と整合を図りながら、環境行政の基本的方向を示します。

特に、本市のまちづくり全体の指標となる「伊賀市第2次総合計画」（以下「総合計画」という。）があり、本計画は、総合計画が示す将来像「『人が輝く 地域が輝く』伊賀市」の実現を環境分野からめざします。

本計画において設定する「地球環境」「資源循環」「豊かな自然」「生活環境」の4つの環境分野の保全・推進及びその担い手を育成する「環境教育」の実施にあたっては、その方向性を示す本市の個別計画や関連計画が策定されています。このことから、本計画は、環境分野の総合的な計画となるものですが、これらの個別計画・関連計画と整合を図りながら、計画を推進します。

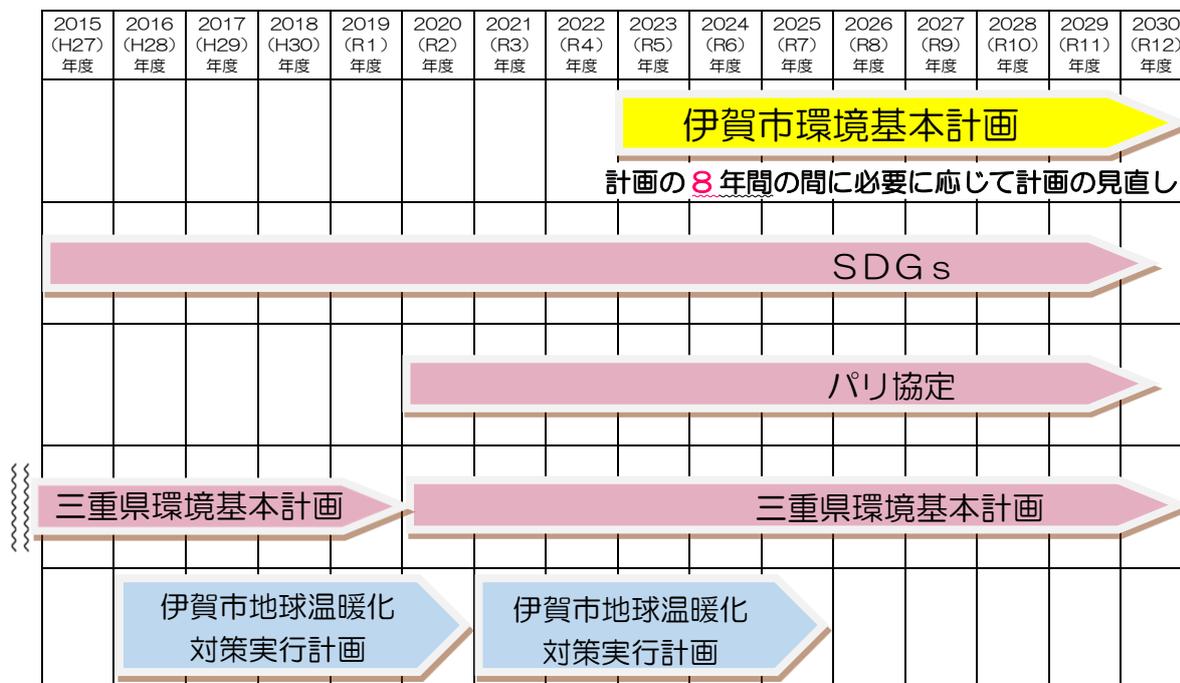


色々な計画に関係しているのね！

7 計画の期間

本計画は、SDGs、パリ定協定目標年度及び三重県環境基本計画と整合を図るため、計画の期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。

また、地球規模での環境に対する世界の情勢、国の法令改正・環境基本方針の変更、地域社会情勢や本市を取り巻く環境の変化、科学技術の発展、さらに、計画の達成状況などにより必要に応じて見直します。



■各計画の期間

8 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

なお、本市を含む広域的な環境問題・地球環境問題など、本市域だけで解決できないものについては、近隣の市町や国・県などと連携、協力を図り、広域的に対応します。

9 対象とする環境の範囲

この環境基本計画の対象とする環境の範囲は、地球環境、資源循環、豊かな自然、生活環境まで多岐に渡ります。それぞれについて、対応すべき環境問題を以下に示します。

区分	対象とする環境の範囲(対応すべき環境問題)
地球環境	地球温暖化・気候変動・オゾン層の破壊等
資源循環	廃棄物・リサイクル等
豊かな自然	地形・地質・河川・動植物・文化環境等
生活環境	大気・水・騒音・振動・悪臭・土壌等

第2章 本市の概況と環境の現況

本市の概況と環境の現況は次のとおりです。

1 本市の概況

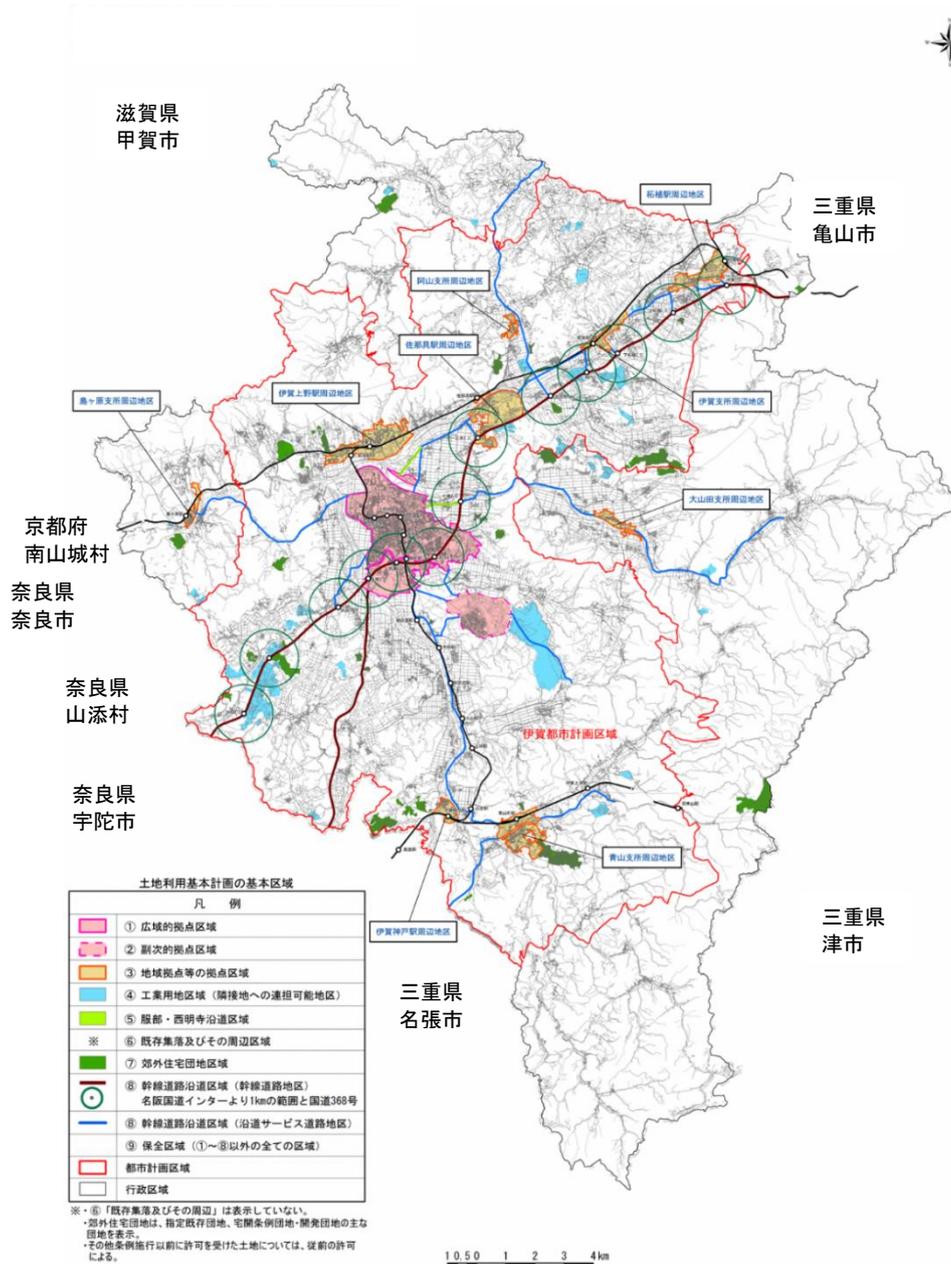
(1) 本市の位置

本市は面積 558.23 km² で、京都府、奈良県、滋賀県と県境を接しています。

東側は鈴鹿山脈と布引山地に、西側は笠置山地に、南は室生火山群に、北側は信楽高原の山地に囲まれた伊賀盆地に位置しています。

水系は、大阪湾に流れ込む淀川の源流域であり、近畿圏域の水源域となっています。

また、かつて琵琶湖が本市域にあったことから「古琵琶湖層群」と呼ばれる地層が分布しています。



(2) 人口

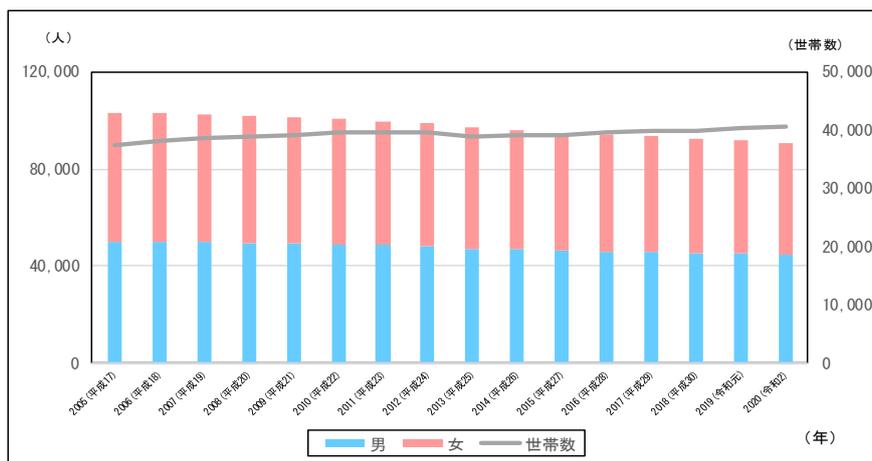
人口	89,167 人	男性 43,771 人 女性 45,396 人
世帯数	40,699 世帯	

【2021(令和3)年5月31日現在】 出典：伊賀市ホームページ

人口は緩やかに減少している一方で世帯数は緩やかに増加しています。

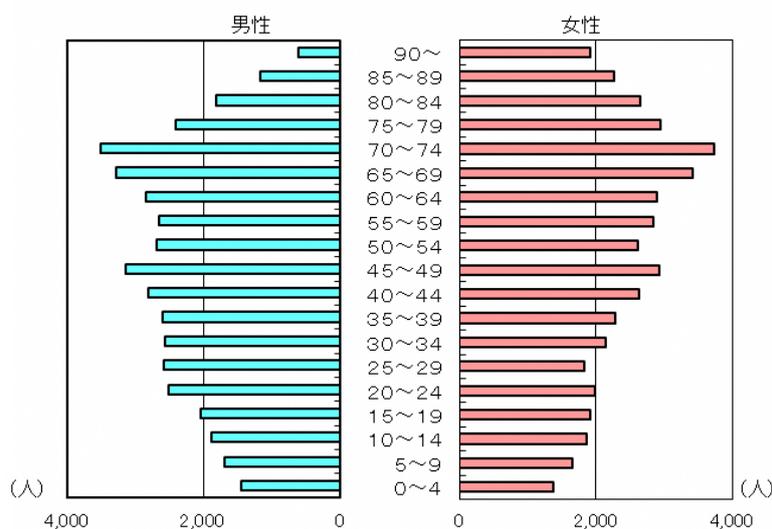
年齢層別の人口構成は、男女とも70～74歳が多く、最大の年齢層となっています。

■人口／世帯数の推移



注：各年3月31日現在 出典：伊賀市ホームページ

■年齢別男女別人口構成



データ：2020(令和2)年 出典：第2次伊賀市総合計画第3次基本計画(別冊)

本市における昼間流入人口と流出人口と比較すると、昼間流入人口の方が多く、他地域から就業者などが流入していることが伺えます。

(3) 産 業

産業別就業人口は 43,953 人です。【2015(平成 27)年 10 月 1 日現在】

産業別就業人口を 2015 (平成 27) 年を 1990 (平成 2) 年と比較すると、第一次産業は、5,247 人から 2,620 人へと半減、第二次産業は、21,435 人から 17,274 人と減少した後、2019 (令和元) 年には増加に転じました。第三次産業は、23,524 人から 24,059 人と約 2% の増加となっています。

○第一次産業の状況

農家数

専業農家数：684 戸

第 1 種兼業農家数：13 戸

第 2 種兼業農家数：2,507 戸

【農家数は、2015 (平成 27) 年 2 月 1 日現在】

農業粗生産額。

耕種別：米 401 千万円、野菜 133 千万円など

畜産別：肉用牛 115 千万円、鶏が 96 千万円など

【農業粗生産額は、2017 (平成 29) 年度】

出展：伊賀市統計書 2019 (平成 31) 年度版、「農林業センサス報告書」農林水産省

○第二次産業の状況

製造品出荷額等は、2004 (平成 16) 年度は、約 5,616 億円でしたが、2019 (令和元) 年度は、約 7,994 億円増加しています。

従業者数は 19,428 人 【2019 (令和元) 年 6 月 1 日現在】

出典：「工業統計表」経済産業省、「三重の工業」三重県統計調査室、

「経済センサス活動調査」総務省統計局

○第三次産業の状況

第三次産業が 24,059 人であり、店舗数は減少傾向です。

【2015 (平成 27) 年 10 月 1 日現在】

飲食店を除く商店数：820 店

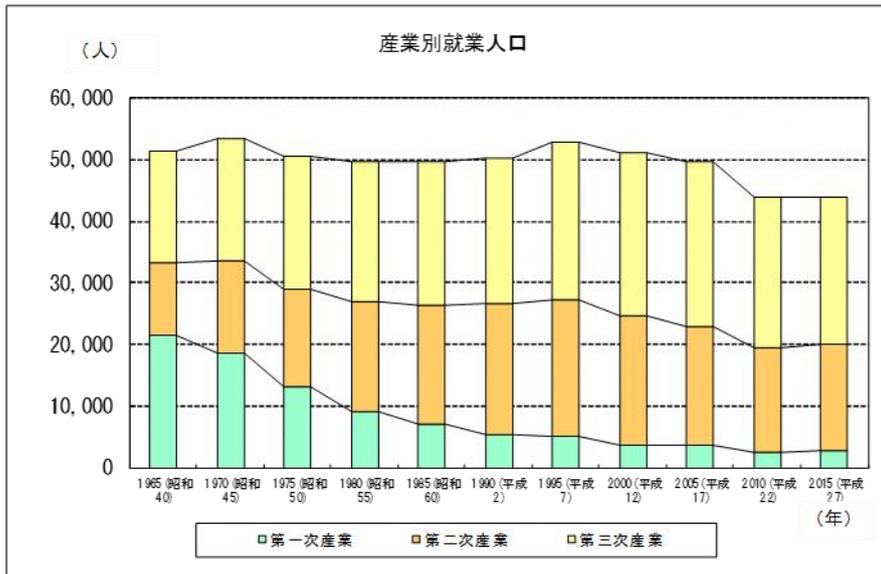
従業者数：5,535 人 【2016 (平成 28) 年 6 月 1 日現在】

出典：「国勢調査報告書」総務省統計局、「三重県統計書」三重県

「商業統計表」経済産業省、「三重の商業」三重県統計調査室、

「経済センサス活動調査」総務省統計局

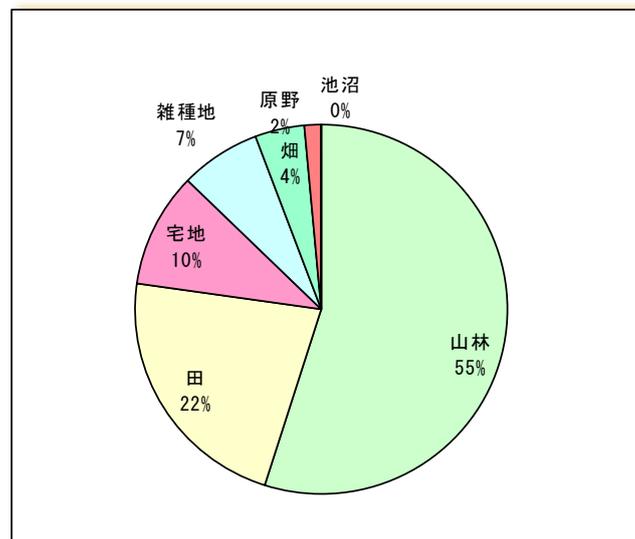
本市の産業別就業人口の推移を示します。



注：常住地就業者。各年10月1日現在。記載した年以外のデータなし。
出典：「国勢調査報告書」総務省統計局、「三重県統計書」三重県

(4) 土地利用

市域の北西部に位置する台地（盆地）に、城下町として旧上野市は整備され、現在も城址を中心として人口や産業が集中しています。この周囲を取り巻くように農地があり、さらに、それらを山林が取り巻いています。民有地 273.61km²の土地利用状況を示します。



■土地利用状況（民有地） 出典：伊賀市統計書（平成31年度版）

(5) 上下水道

【上水道】

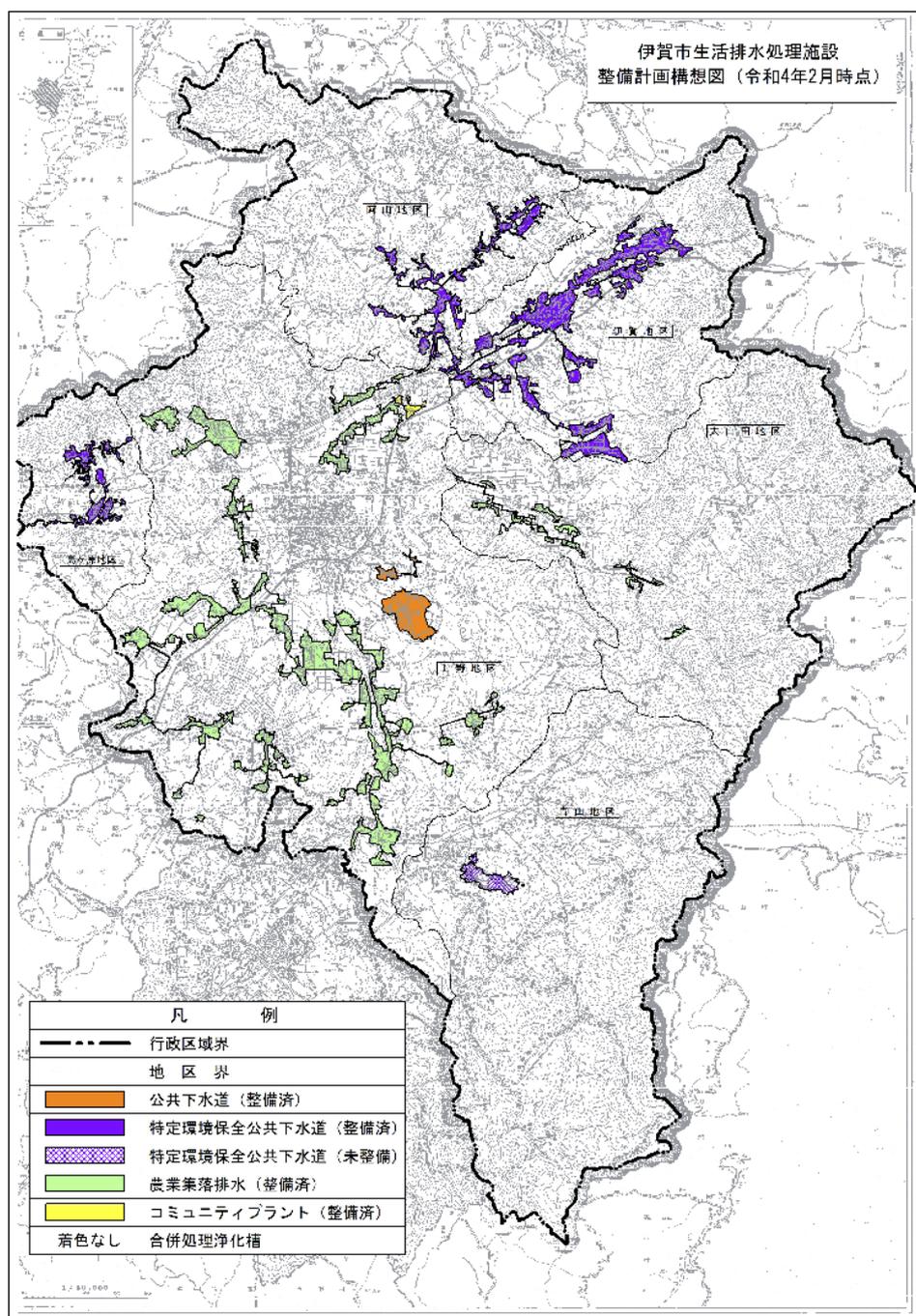
水道は日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできないものであり、公衆衛生の向上と生活環境の改善など重要な役割を担っています。

2020（令和2）年度末の水道給水普及率は、99.6%です。

【下水道】

し尿や生活排水を処理する污水处理施設は、生活環境の改善や公共水域の水質保全などに重要な役割を担っています。

2020（令和2）年度末の污水处理人口普及率は、83.0%です。



■ 伊賀市生活排水処理施設整備計画構想図

出典：伊賀市生活排水処理施設整備計画（令和4年2月策定）

(6) 交通

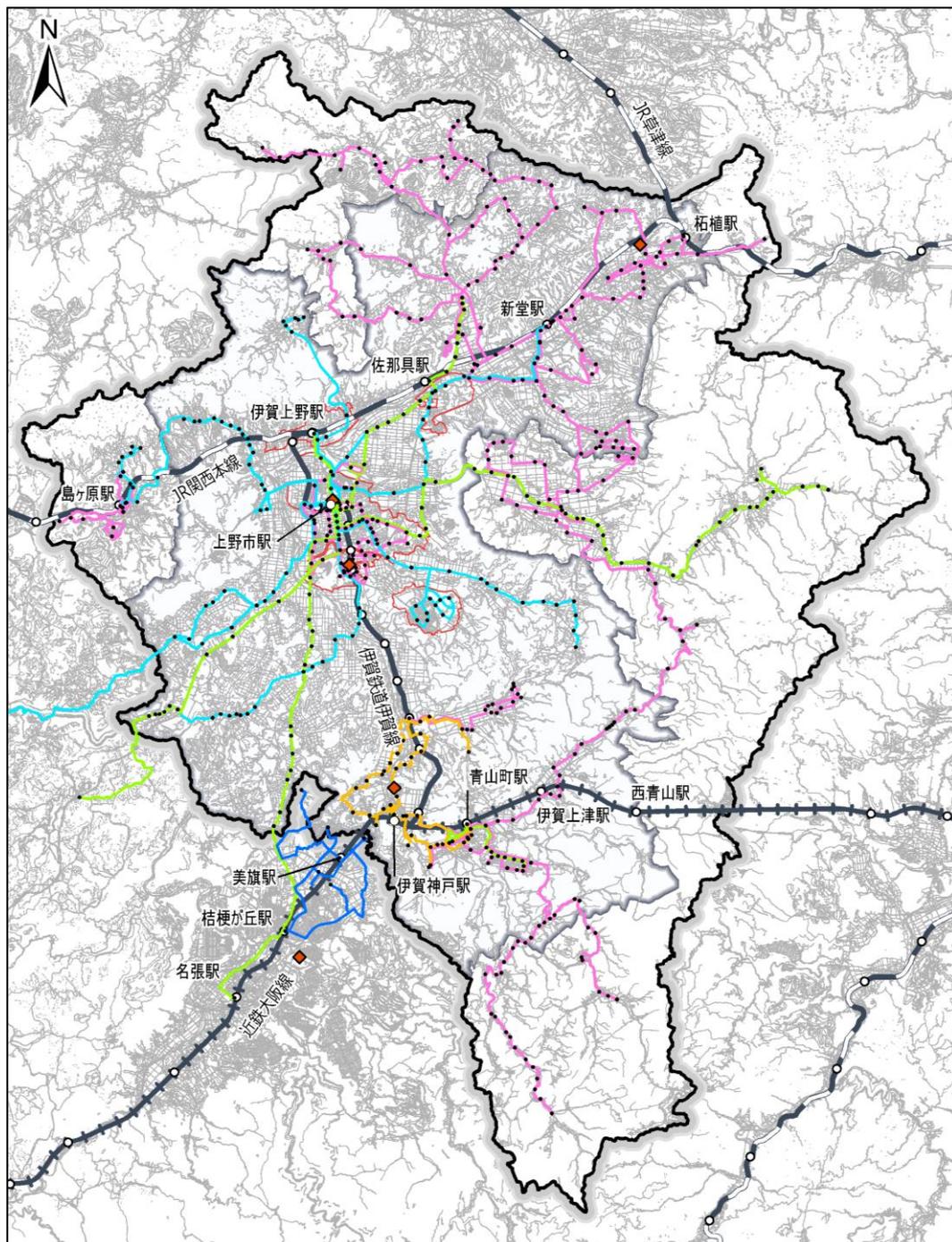
道路網は、国道 25 号、国道 163 号、国道 368 号、国道 165 号、国道 422 号などの主要道路と、県道、市道、広域農道などで交通ネットワークが形成されています。

鉄道は、JR 関西本線、JR 草津線、近鉄大阪線、伊賀鉄道伊賀線があります。

バスは、営業路線バス・高速バス、行政バス、地域運行バスが運行しています。

(営業路線バスは利用者の減少により、営業区間の短縮、減便、廃止が行われています。)

以下に本市の地域公共交通路線網図を示しました。



■地域公共交通路線網図 出典：伊賀市地域公共交通計画

2 本市を取り巻く環境の状況

(1) 生活環境

①大気質

- ・大気質のモニタリングは三重県により実施されています。(緑ヶ丘中学ほか)
- ・二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)
⇒環境基準はほぼ達成しています。
- ・光化学オキシダント
⇒環境基準は未達成です。(三重県内すべての測定地点で未達成の状況です。)
- ・ダイオキシン類
⇒環境基準は達成しています。

②水質・底質

- 《河川水》
 - ・水質のモニタリングは三重県により実施されています。(木津川ほか)
⇒久米川(芝床橋)を除き、生物化学的酸素要求量(BOD)は、ほぼ環境基準を達成しています。
 - ・ダイオキシン類は、ほぼ環境基準を達成しています。
- 《地下水》
 - ・地下水質のモニタリングは三重県により実施されています。
⇒環境基準を達成しています。
 - ・ダイオキシン類も、環境基準を達成しています。
- 《底質》
 - ・底質のダイオキシン類のモニタリングは三重県により実施されています。
⇒環境基準を達成しています。

③騒音・振動

- (騒音)
 - ・環境騒音は、本市により測定されています。
⇒環境基準を達成しています。
- (振動)
 - ・道路交通振動の限度(要請基準)があり、本市により測定されています。
⇒要請基準を達成しています。

④悪臭

- ・悪臭に関しての環境基準は設定されていませんが、本市では定期的に調査を実施しています。
- ・悪臭に関する法律には「悪臭防止法」があります。この法律は、規制地域内の全ての事業場の事業活動に伴って発生する悪臭に適用される法律で、旧上野市の全域、旧伊賀町及び旧青山町の都市計画区域が規制対象地域になっています。

⑤ 土壌

- ・三重県によりダイオキシン類の調査が実施されており、環境基準を達成しています。

(2) 自然環境

① 地形・地質・河川

本市の地形・地質の特徴は以下のとおりです。

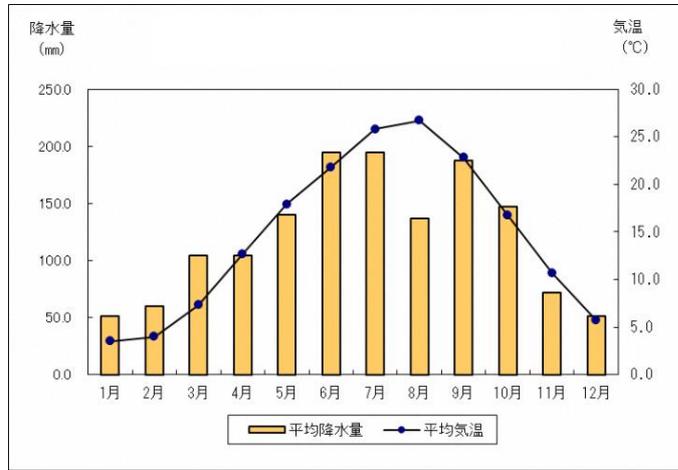
- ・盆地内は沖積平野が狭く、台地・丘陵が広く分布しています。
- ・丘陵は基盤である花崗岩、片麻岩類を不整合に覆う古琵琶湖層群からできています。
⇒現在の琵琶湖がかつて伊賀盆地にまで及んでいた時代の堆積物です。
- ・盆地内には柘植川、服部川、久米川、比自岐川、木津川が流れています。
淀川の一次支川である木津川の水系で大阪湾に注がれています。
- ・年間の降水量が少ないため、ため池が点在し農業用水として利用されています。



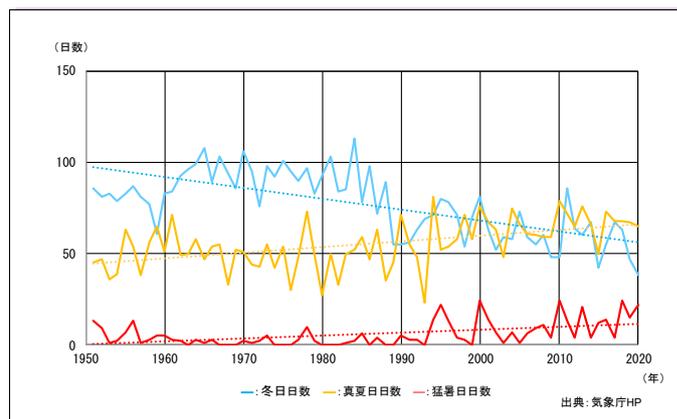
■ 久米川（芝床橋）

②気 候

本市の気候は、周辺部を除き概ね内陸気候であり、寒暖差が大きく、降水量が少ないという特徴があります。



■本市の平均降水量と平均気温
(1991~2020年)



■冬日・真夏日・猛暑日の日数

- 過去 30 年間の平均気温は 15°C前後です。
- 冬日の日数は減少しています。
- 最低気温は、2012（平成 24）年 2 月に観測した -8.2°Cです。
- 一方、真夏日、猛暑日は増加傾向です。
- 最高気温は、2018（平成 30）年 7 月に観測した 38.0°Cです。
- 過去 30 年間の降水量は年間平均で約 1,400mm です。

③植物・動物

- ・本市の植生は、古くから人手がはいる、ほとんどが人為的影響下にある代償生物植生です。
- ・市の北部の平野・丘陵部は、アカマツ林、山地部はアカガシなどのカシ林が存在しています。
- ・市の南部・東部は、スギ、ヒノキが多く存在しています。
- ・伊賀盆地の湿地帯には、サギスゲ、ヤチスギラン、トキソウ、ミミカキグサ類、タヌキモ類の湿地性希少生植物がみられます。
- ・国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオが服部川上流や、河合川上流、木津川上流に棲息しています。

④文化環境

- ・都市化の進展や開発により身近な自然が減少しています。
- ・城下町として形成された市街地は、大きな災害等の被害を受けずに残っています。
- ・周辺地域は溪流、森林など豊かな自然の景色が点在しています。
- ・自然と調和のとれた農山村の原風景を残していく必要があります。
- ・市民の理解と参画を得ながら個性と魅力あるまちづくりの推進に努めています。

(3) 地球環境

- ・人類の活動として大量生産・大量消費・大量廃棄が繰り返されました。
- ・現在、特に顕在化している問題として、地球温暖化があります。
- ・パリ協定では温室効果ガスの削減の長期目標が設定されました。
- ・本市においても「伊賀市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)を策定し、年平均1%の温室効果ガス削減に取り組んでいます。

(4) 循環型社会

(ごみ)

- ・本市のごみ処理量は、人口の減少とともに減少傾向にあります。
- ・ごみの不法投棄は年間約12.4tあり、さくらリサイクルセンターや伊賀南部クリーンセンターに搬入されています。【2017(平成29)年度】
- ・本市では、市民などに向けた“伊賀市分別アプリ”を導入し、ごみの分別区分や出し方などの配信サービスを行っています。

(し尿)

- ・し尿の処理は、伊賀市浄化センター「さらら」で実施しています。
⇒「さらら」では、し尿を微生物の力で汚濁物質を除去し、汚泥と処理水に分ける膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用し、環境への負荷低減を図っています。

さくらリサイクルセンター及び伊賀南部クリーンセンターで処理されたごみの量を示します。

3 環境意識

- ・本計画の策定にあたり、広く市民等の環境に対する意向や意見、環境保全への取り組みなどについて聞き、計画に反映させるため「環境に関する市民等意識調査」を実施しました。
- ・市民 1800 人、事業所 200 社に対し行いました。【2020（令和 2）年 11～12 月】

(1) 市民

○環境に対する関心度について

「関心がある」と「ときどき考えてみる」を合わせると全体の約 90%と環境への関心が高いことが示されました。また、家庭や職場で環境問題について話し合いをすることが「よくある」と「ときどきある」の回答を合わせると約 60%あり、家庭や職場で環境問題が話題に挙がっていることを示しています。しかし、前回アンケート調査（2005（平成 17）年 12 月）では、家庭や職場で環境問題について話し合いをすることが、「よくある」と「ときどきある」の回答を合わせると約 80%もあり、今回のアンケート調査では、環境問題について家庭や職場で話題になることが若干、少なくなってきたことが結果として現れました。

本市では、「伊賀市環境基本条例」に基づき「伊賀市環境基本計画」（2007～2015 年度）を策定し、取り組んできましたが、この計画を「知らない」と回答した市民が 56%いた一方で、「内容もよく知っている」、「知っているが内容までよくわからない」、「聞いたことはある」を合わせても 44%でした。このことは、市民への周知や浸透が不足していたことが伺えます。

また、関心の高い環境問題については「不法投棄など廃棄物の不適正な処理」、「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」、「地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題」についての回答が多く、特に最近のニュースや報道で話題となっている環境問題が挙がっています。

続いて「家庭からの生活排水や工場排水などの水質汚濁」などの身近な問題や「森や林、河川などの自然環境の破壊」、「里山・田畑などの身近な自然環境の消失」など、身近な問題についても関心が高くなっています。なお、前回アンケート調査で回答の多かった「有害化学物質や農薬、ダイオキシン類、アスベストなどの問題」は 9%から 4%へと関心度が減少していました。

○環境の情報について

環境に関する情報の入手は、「テレビ・ラジオ」及び「新聞」が圧倒的に多く、それに次いで「行政による広報・回覧版」、「インターネット」の順となっています。今回のアンケート調査では、インターネットの割合は 13%でしたが、前回アンケート調査では 3%であり、インターネット等の媒体による情報入手が少しずつ増えてきていることが伺えます。

環境に関する情報入手については、「十分得ている」、「ある程度得ている」の合計が約 39%、「あまり得ていない」、「ほとんど得ていない」が約 48%でした。前回アンケート調査では、「十

分得ている」、「ある程度得ている」を合計すると約59%あり、環境に関する情報入手について不足を感じていることが伺えます。

また、不足している環境情報や知りたい情報は、「生活に及ぼす影響」、「環境保全のための対策」「環境問題の現状」、「環境問題の原因」の順になっています。

○環境の現状に対する評価について

身近な環境の現状評価は、「公園や広場などまちの緑の豊かさ」、「空気やにおいのさわやかさ」「音の静かさ」、「自然の緑の豊かさ」については「非常に満足」、「満足している」が比較的多く、その反面「まちの清潔さ」、「川やため池の水のきれいさ」、「街並みの景色の美しさ」については比較的「不満」、「非常に不満」が多くなっています。環境の変化については、10年くらい前と比較して「とくに変化なし」の回答が多数を占めました。

また、環境面で困っている、または気になることとして、「地球温暖化（夏の暑さ、冬の暖かさ、異常気象）」、「道路わきのごみや空き缶」、「里山の荒廃、林地開発等による獣害」などの回答が多くありました。

今回のアンケート調査では、地球温暖化についてどのように感じているかという項目を新設しました。その結果「気温上昇、猛暑日の増加」、「台風の大型化、ゲリラ豪雨・洪水の発生」と回答された割合は約55%を占め、地球温暖化によると思われる気象現象を身近な問題として捉えていました。

○望ましい環境像について

望ましい環境像として最も大切なものは「空気のさわやかさ」、「川やため池の水のきれいさ」、「自然の森の緑の豊かさ」、「自然の景観の美しさ」、「まちの清潔さ」などの回答が上位を占めていました。傾向として大気環境、水環境、環境美化など日常生活に密着した事項を挙げていました。これは、前回アンケート調査とほぼ同様の結果となっていました。

地域の発展、活性化のために本市として取り組むものとしては、「交通網の整備」、「商業施設の整備」、「教育施設や情報交換の場の整備」、「防災施設の整備」などが回答の上位を占めていました。なお、今回アンケート調査では「商業施設の整備」に関して、前回アンケート調査9%から15%に上昇していました。

また、「環境を守ることと市の発展との関係」については、どちらとも言えないが回答の約46%を占めていました。次に「市の発展は多少犠牲にしてでも環境保全に努めるべき」が約24%を占めていました。

環境を守ることと暮らしの便利さを求めることとのどちらを優先すべきかの質問には、「どちらとも言えない」が約39%、次いで「生活の便利さは多少あきらめても環境保全に努めるべき」が約28%となりました。

その一方で、環境保全のための商品などの価格に費用の一部を市民が負担することには賛否が分かれました。これは、前回アンケート調査でも同様の傾向でありました。

自然との触れ合いの施設の必要性については「森林などの豊かな自然は、そのままの状態で残り、施設などの設置はできるだけ必要なもののみにとどめるべき」との回答が約49%あり、現状維持をすることを多くの方が望まれているという結果になりました。

さらに、本市全体のイメージとしてふさわしいと思うものは、「福祉施設や医療施設、防災施設の充実により安心して暮らせるまち」、「山や川などの自然に恵まれた静かなまち」、次いで、「企業の誘致や産業の振興により働く場所・機会のある活気のあるまち」が上位を占め、本市は“医療や福祉が充実し、自然が豊かで、働く企業も多くあり活気ある街のイメージ”がふさわしいと考えられています。

○環境保全に対する取り組みについて

本市の環境保全に対する取り組みについては「一般ごみ・し尿処理、産廃などの廃棄物処理」「水質汚濁や地下水汚染など水環境の保全」「里山や水辺などの身近な自然環境の保全」「森や林などの自然環境の保全」が回答の上位を占めていました。この上位の回答項目については、前回の調査と同じ傾向になっています。

地域の環境保全活動については、約65%が「積極的に参加している」、「参加したことがある」とされ、市民は何らかの環境保全活動に参加されたことがあることが伺われます。

また、個人で行っている環境配慮の活動としては「ごみ分別の徹底、ごみの減容化」「エコバックの使用」、「こまめに電気を消す」、「エアコン、暖房機器等の適切な温度設定」が上位を占め、廃棄物の削減や電力消費量の削減について市民生活において、定着が図られていることが伺えました。

今後、市民が行いたい環境保全活動は、「ごみの減量化やリサイクルの推進などくらしの中で工夫や努力」「市民活動や行事に参加」や「市民センターで環境指導への参加」が上位を占めていることが分かりました。

(2) 事業所

○環境に関する関心度について

環境問題について特に関心が無いと回答された事業所は約 1%しかなく、全般的に事業所としては環境問題に対する関心度は非常に高いことが伺われました。

特に関心が高いものとして、「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」、「地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題」、「工場からの産業廃棄物の排出及びその処理施設の問題」などが上位を占めていました。なお、この上位 3 項目の「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」、「地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題」については、前回アンケート調査でも上位を占めていました。

本市では、「伊賀市環境基本条例」に基づき「伊賀市環境基本計画」（2007 年度～2015 年度）が策定され取り組みが図られてきましたが、この計画を「知らない」が 42%、「内容もよく知っている」、「知っているが内容までよくわからない」、「聞いたことがある」を合わせても 58%となり、「伊賀市環境基本計画」（2007～2015 年度）について、事業所への周知は、一般市民ほどでもないものの浸透が少し不足していることが伺えました。

○環境の情報について

環境情報の入手源は、「テレビ・ラジオ」、「インターネット」、「新聞」が多くなっています。情報量は「十分得ている」「ある程度得ていること」で合計約 59%を占めており、前回アンケート調査の 75%より減少しています。

環境に関して不足している情報については、様々な回答がありました。「環境問題の現状」、「環境問題の原因」、「生活に及ぼす影響」、「環境保全のための対策」がそれぞれ約 19～24%を占めており、これらの項目について情報不足を感じていることが伺われました。なお、前回アンケート調査でも同様の傾向がありました。

○望ましい環境像について

本市が地域の発展、活性化のために優先的に取り組むべき施策として「道路等の交通網の整備」、「商業の設備」、「観光・レクリエーション地の整備」、「企業等の誘致」が上位を占めていました。なお、前回アンケート調査でも「道路等の交通網の整備」については、要望が高い結果を得ています。

また、環境を守ることと市の発展のための開発や施設整備などを行うこととの関係については、「どちらともいえない」が約 63%を占めていました。次に「市の発展を多少犠牲にしても環境保全に努めるべき」が約 20%で続く結果となりました。

環境を守ることと暮らしの便利さとどちらを選択するかは「どちらともいえない」が約 52%を占め、次いで「生活の便利さを多少あきらめても環境保全に努めるべき」の結果となりました。

環境を守るために費用の一部を負担することについては、「どちらともいえない」が約 41%、次いで「環境保全のために必要な費用を商品価格やサービスに上乗せすることはやむを得ない」が約 36%という結果になりました。なお、サービス業については、「環境保全のために必要な費用を商品価格やサービスに上乗せすべきではない」ことの意見割合が高い傾向にありました。自然との触れ合いのための施設整備の必要性は、「森林などの豊かな自然はそのままの状態で残り、施設などの設置はできるだけ必要なものにとどめる」という回答が一番多く全体の約 45%となっていました。

本市のイメージについても最も回答が多かったのは「企業の誘致や産業の振興により働く場所・機会のある活気のあるまち」が約 23%であり、その他では「観光施設やレクリエーション施設の充実により観光客などの多くの人々が訪れるまち」が約 20%、「福祉施設や医療施設、防災施設の充実により安心して暮らせるまち」が約 19%、「山や川などの自然に恵まれた静かなまち」が約 19%という回答状況であり、意見が分かれていることが伺えました。

○環境保全に対する取り組みについて

本市としての環境への取り組みについては、今回アンケート調査では、前回アンケート調査で一番多かった「ごみ処理やし尿処理、産廃などの廃棄物処理」より、「里山や水辺などの身近な自然環境の保全」、「森や林などの自然環境の保全」の項目についての回答が多くありました。

事業所における環境保全の取り組みは、「冷暖房等の電気や水の使用の節約」、「産業廃棄物の発生抑制」などについての取り組みが図られていることが伺えました。

今後の環境保全活動については、「積極的に推進したい」と「ある程度推進したい」を合わせると約 70%と、環境保全活動を推進したいと考えている事業所が多いことが伺われます。なお、その理由としては、「環境に対する関心の高まり」、「企業のイメージアップ」、「経費の節約のため」などの理由が多くを占めました。しかし、活動の障害となる要素には、「経費がかかること」や「人手不足」という問題を抱えているという事業所が多いこともアンケート結果から伺えました。

今後行いたい（参加したい）環境保全活動については、「市民活動や行事への参加」、「地域住民への環境保全に対する啓蒙活動」、「環境保全に関する技術提供」などが多くなっています。

環境保全のために取り組むべき機関については、国・県・市・町などの行政に期待するところが大きいと考えていることが伺えます。また、「市民一人一人」という回答も多数あり、これは市民についても行政と連携し協力して取り組んでいく必要があることを示唆しています。

第3章 望ましい環境像実現のために

1 施策の体系

本市では、まちづくりを進めるうえで2021（令和3）年6月に「第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画」を策定し、7つの分野別の施策・基本事業を設定しています。その分野の一つに「生活・環境分野」が位置づけられています。また、基本理念として、「市民」が主体となり地域の個性が生きた自治の形成、持続可能な共生地域の形成、交流と連携による創造的な地域の形成、の3つを掲げています。

持続可能な社会構築のため、環境面の課題への取組が同時に経済・社会面の課題の解決にも貢献する「同時解決」が求められており、この3つの基本理念がとても重要になっています。

また、国は、急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけるため、「まち・ひと・しごと」について一体的に取組む地方創生を進めており、「基本方針2021」で、3つの視点として「ヒューマン（人材支援）」「デジタル（DX）」「グリーン（脱炭素社会の実現）」をめざすこととしています。

本市でもこの国の方針を受け、この「まち・ひと・しごと創生」の基本的な方向性を、施策横断的な取組として「第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画」に包含し、「こども・暮らし・にぎわい」を「コロナの先の伊賀づくり」の重要テーマとしており、本計画においても整合を図った取り組みを進めていく必要があります。

2 SDGsの視点から

持続可能な社会を実現するためには、市民一人ひとりが、SDGsの趣旨を理解し、行動することが大切です。特に、国は、各々の地域がその特性を活かしながら、環境・経済・社会の統合的向上を実現する「地域循環共生圏」と、そのための「ローカルSDGs」概念を示しています。

本計画では、「望ましい環境像」の実現に向け、「基本目標」を策定し、SDGsのゴール（目標）と結び付け、各施策を実行することで地域環境を保全し、本市から地域や世界の環境保全に貢献していくことをめざします。

僕の住む伊賀市は、芭蕉のふるさと。
大切な環境を次世代へ引継がないとね。



3 環境基本条例・環境保全都市宣言

本計画では、本市の『環境基本条例』や、「芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ」という『環境保全都市宣言』の理念を掲げています。

伊賀市環境基本条例（抜粋）

前文

わたしたちのまち伊賀市は、恵まれた緑と自然環境と先人たちが築いてきた多くの歴史的・文化的環境を育み着実に発展してきた。

しかしながら、近年においてわたしたちが求めてきた利便性や豊かさとともに社会経済活動の拡大、生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や環境への負荷の増大など都市生活型環境問題が深刻化し、更には地球温暖化による地球上生物の持続的な生存など地球的規模に係わる重大な問題となってきた状況にあり、経済社会システムや生活様式の見直しなど新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で文化的な生活を営むために必要な安心で良好な環境を享受する権利を有するとともに、次世代に引き継いでいくことの責務を有している。

これらの認識のもと、わたしたちは、市、市民及び事業者並びに市民団体の協力によって人と自然、人と人とが健全で共生する快適な環境を確保するとともに、市民の総意として本市の良好な環境の保全と創造に向けて本条例を制定する。
(資料編に全文掲載)

環境保全都市宣言

私たち伊賀市民は、澄んだ空気、きれいな川、緑豊かな自然の中で健やかに潤いのある暮らしができることを願っています。

しかし、近年の社会経済活動や生活様式の変化は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を与えています。

私たちは、四方に連なる山々、淀川源流域となる木津川の清流など、芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ責務を負っています。

よって、伊賀市は、市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境の保全、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、ここに「環境保全都市」を宣言します。

2005（平成17）年12月21日

伊 賀 市

4 望ましい環境像及び基本目標・環境目標・具体的施策

国の環境基本計画には「私たち日本人は、豊かな恵みをもたらす一方で、時として荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共存する知恵や自然観を培ってきた。」とあります。そして、このような伝統も踏まえ、最新の科学技術も最大限に活用しながら、環境政策を通じ「持続可能な社会」を構築していく「未来志向の捉え方」が必要であるとしています。

芭蕉の俳諧の理念である「不易流行」とは、「変わらないものの中に新しい変化を取り入れていくこと」とされていますが、先人から引き継いだかけがえのない地域の特色豊かな環境を、現代の私たちの知恵と努力で未来に繋ぐため今こそ頑張る時だと考え、次ページのとおり「望ましい環境像」を設定しました。

また、「望ましい環境像」を実現し、良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、5つの基本目標を設定しました。なお、各基本目標を達成するための基本施策と具体的な取り組みは該当ページに記載しています。

「望ましい環境像」と基本目標のイメージ図

☆伊賀市らしさを活かした地域（ローカル）SDGsがめざす「望ましい環境像」☆

～**いま**がんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!～
「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」

基本目標

1 地球環境

気候変動への対応等による地球環境の保全



→29ページ

2 資源循環

持続可能な資源循環の推進



→32ページ

3 豊かな自然

豊かな自然と生物多様性の保全



→35ページ

4 生活環境

安心・安全に暮らせる生活環境の確保



→38ページ

5 環境教育

環境教育・環境学習の推進



→41ページ

共通項目



すべての目標達成のためには、環境教育が重要な要素となります

1 地球環境 … 気候変動への対応等による地球環境の保全



市民・事業者・行政の各主体が温室効果ガスの排出抑制等に取り組むとともに、地球環境問題に関する情報提供や啓発を行います。

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動から排出される二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの濃度の上昇によって起こり、海水面が上昇するだけでなく異常気象を引き起こし、生態系や生活環境等に重大な影響を及ぼしています。

ノーベル物理学賞を受賞された、**眞鍋淑郎博士**は 50 年以上前に気候の予測モデルを作り、大気中の二酸化炭素濃度が 2 倍になると温度が 2.3℃上がるとし、人類に警鐘を鳴らされていました。

今日、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の増加により、地球の温度は上昇傾向にあります。

パリ協定実現のため、2021（令和 3）年、政府より 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で温室効果ガスの削減 46%削減すること、さらに 2020（令和 2）年 10 月の臨時国会で 2050（令和 32）年までに温室効果ガスの発生量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」に取り組み、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。

しかし、地球温暖化問題は、水質汚濁のように人間が直接見たりするものでないために、判りづらく取り組みにくい問題です。そのため、温暖化に関する情報を積極的に提供して市民の関心を高めるとともに、省エネルギーや温室効果ガス削減に向けて市民・事業者・行政の各主体が一体となって取り組んでいく必要があります。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施します。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○ 本市の温室効果ガスの削減率

2021 年 4 月 22 日に政府は、閣僚が参加する地球温暖化対策推進本部で、日本の 2030 年度における温室効果ガス削減目標を 2013（平成 25）年度比で 46%削減することを宣言したことから、本市においても温室効果ガスの発生抑制に取り組んでいきます。

年度	2013 (平成 25)	2025 (令和 7)	2030 (令和 12)
	現況	目標値	
温室効果ガス 排出量合計 (千 t-CO ₂)	1,478	1,138	798
達成率	-	23%削減	46%削減

※2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量合計を基準とする。

基本施策（１） 温室効果ガス削減

施策１ 温室効果ガスの排出抑制

- 国、県の計画に沿って、2030(令和12)年度に温室効果ガスを2013(平成25)年度比46%の削減目標を達成できるよう、市民・事業者・市民団体・行政が一体となり、関連施策推進に努めます。
- 市は、「伊賀市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)で策定した事務事業に取り組みます。
- 地球環境問題や市の施策について、市のホームページや広報を通じ情報提供し啓発を行います。

施策２ 再生可能エネルギーの推進

- 再生可能エネルギーの普及を図るよう啓発していきます。
- 公共施設での再生可能エネルギー導入推進に努めます。

施策３ 公共交通機関の利用促進

- 車の使用を控え、公共交通機関の利用促進に係る啓発をします。

基本施策（２） 気候変動への適応

施策１ 防災対策の維持推進

- 豪雨災害等に備え、河川や山林の適正維持推進に努めます。

施策２ 気候変動に係る啓発

- 気候変動に係る最新情報の発信に努めます。

基本目標1
地球環境

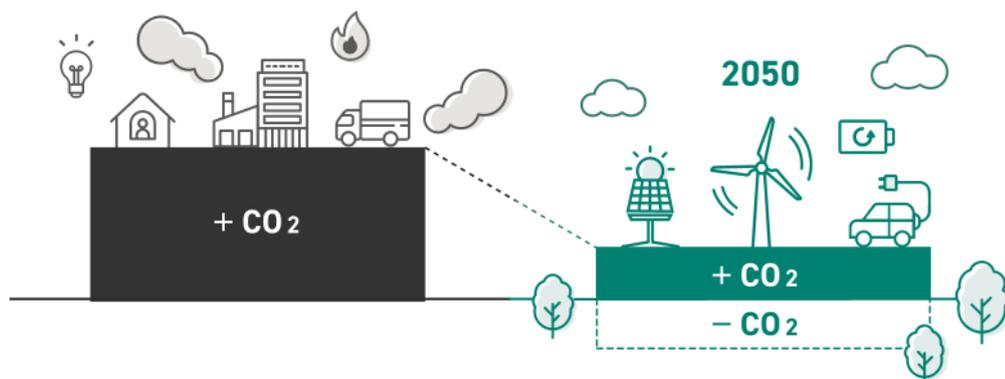
実践すべき環境行動（市民・市民団体・事業者）

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- 生活スタイルを見直し、省資源・省エネルギーに努める。
- 通勤、通学時は可能なかぎり公共交通機関や自転車を利用する。
- リサイクル製品を可能なかぎり購入する。
- 電化製品購入の際には省エネルギー型の製品を検討する。
- 商品運搬などに伴って発生する温室効果ガスの排出量削減のため地域で生産された農作物等を積極的に購入し消費する。

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- 生産設備を購入等する際には、省エネルギー型の選定に努める。
- 生産設備を稼働する際には、効率的な運転に努める。
- 太陽光パネル等の再生可能エネルギー設備の設置を検討する。
- リサイクル製品を可能なかぎり購入する。
- 国、県、市が行う環境施策に協力する。
- 商品運搬などに伴って発生する温室効果ガスの排出量削減のため地域で生産された農作物等を積極的に販売する。



■カーボンニュートラルのイメージ（出展：環境省 HP）

2 資源循環 … 持続可能な資源循環の推進



省資源・省エネルギーを推し進め、ごみの排出抑制、適正処理を徹底し、住みよい環境を守ります。

本市のごみ処理は、現在、さくらリサイクルセンター、伊賀南部環境衛生組合で処理しています。しかし、その一方で、ごみのポイ捨て、山林等への不法投棄等公共心や環境マナーにかかる問題が多く発生しています。

また、市民に対するアンケート調査で、廃棄物の問題は関心の高い環境問題となっていました。大量生産、大量消費、大量廃棄といった生活習慣を改め、資源やエネルギーの利用の節約、効率化、再利用といった社会システムを構築していく必要があります。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○ ごみの総排出量（1人あたりを含む）

本市では、ごみの減量化、再使用の徹底、リサイクルの推進を啓発し、ごみの排出量を削減していきます。

年度	2019 (令和元)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況	目標値	
ごみ総排出量 (単位：t/年)	27,416	25,126	25,052
1人1日当たり 生活系ごみ排出量 (単位：g)	786	700	690

基本施策（１）ごみ減量化の推進

施策１ ごみの排出抑制

- 指定ごみ袋の使用によるごみの減量化のさらなる推進を図ります。
- 「生ごみ処理容器」を保有していない方へ助成金制度を周知することで、購入・利用の促進を図り、ゴミの減量化を図ります。
- ごみの減容化の方法やごみの発生が少ない商品に関する情報提供を行います。
- 食べ物を必要以上に作りすぎることの無いよう、啓発等に努め、家庭系、事業系の食品ロスの削減に努めます。

基本施策（２）リサイクルの推進

施策１ リサイクルの促進

- 4R（リフューズ（断る）・リデュース（減らす）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））活動のさらなる推進を図ります。
- 現在使用している「ごみ収集分別表」や「ごみ分別アプリ」の記載内容を改訂し、さらにわかりやすくすることでごみ分別、資源化の徹底を図ります。
- 市民や各団体が実施する資源回収活動を積極的にサポートします。

施策２ リサイクル施設の整備

- リサイクルプラザ等の設備の充実を図ります。

基本施策（３）ごみの適正処理の推進

施策１ 一般廃棄物の適正処理の推進

- 一般廃棄物処理計画に基づく効率的な収集や適正処理を行います。
- 焼却施設、リサイクルプラザ等について、適正な維持管理を行います。
- 市外から持ち込まれる一般廃棄物は、適切な監視や指導を行います。

施策２ 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理施設の新設や既存施設の稼働については、県や関連機関と連携し、指導要綱に基づく指導を行います。

施策３ 不法投棄の防止

- ごみの不法投棄の監視を務めるとともに、不法投棄防止のための啓発を行います。

〈

基本目標2
資源循環

実践すべき環境行動（市民・市民団体・事業者）〉

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- 「生ごみ処理容器」を積極的に活用する。
- 再利用を行いごみの減量を行う。
- ごみを排出する際には分別を徹底する。
- リサイクル製品を購入する。
- ごみ分別アプリを積極的に利用する。
- ごみのポイ捨て等はしない。
- 食品ロスの削減を行う。
- 食べる以上に作りすぎない。作る以上に購入しない。

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- 廃棄物のリサイクルを促進するとともに、減容、減量に努める。
- 可能な限り天然資源から製造した原料から再生原料へ使用を変換する。
- リサイクル製品をできるだけ購入し使用する。
- 過去の販売数のデータ等を活用し、事業系食品ロスを削減する。

3 豊かな自然 … 豊かな自然と生物多様性の保全



郷土の恵まれた自然の保全や身近な樹木、水辺の保全・創出、
景観の保全に努めます。

本市は、周辺地域には、溪流、森林等の豊かな自然環境や農村地域の里山等の原風景が点在し、とりわけ、青山地域や大山田地域には国指定の特別天然記念物のオオサンショウウオが多数生息しています。

また、市街地を中心に国指定の文化財に指定されている上野城跡をはじめとした歴史的・文化的遺産が数多く存在しています。

このような豊かな自然環境は、私たちにとっても、生命の基盤となる貴重な空間であり、かつ多様な自然環境は、環境の健全さを示す指標でもあります。また、歴史的・文化的遺産は、営々とした先人の営みの中で継承されてきたものであり、人々に潤いや安らぎを与えてくれるものです。

このようなことを次世代に引き継ぐため、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○「伊賀市まちづくりアンケート」関連項目回答の満足度

毎年総合政策課が実施している「伊賀市まちづくりアンケート」で、施策12「環境保全」豊かな自然環境を守るという項目についての回答で、満足度アップをめざします。

年度	2019 (令和元)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況		目標値
満足度(%)	62	65	68
達成率	-		

基本施策（１）豊かな自然環境の保全

施策１ 水辺の保全

- 河川・水路は、水生生物の生態を考慮し管理します。
- 河川改修や道路の整備は、生態系に配慮した工法で実施します。

施策２ 森林の保全

- 人工林の間伐を行い、森林を適正に管理します。
- 市民、NPO やボランティア団体等と協働のもと、里山の保全や持続的整備を推進します。

施策３ 農地の保全

- 農地のオーナー制度等で遊休・荒廃農地の活用を推進します。
- 地産地消推進により地域内での循環を活性化し、里山や田園環境の維持や保全に努めます。
- 環境保全型農業直接支払い制度を活用するなどし、有機農業をはじめとする持続可能な農業を推進します。

基本施策（２）生物多様性

施策１ 希少野生動植物種の保護

- 大規模開発については、希少野生動植物種を保護するため、環境アセスメントの実施について、県・国と連携して指導します。
- 希少野生動植物種の保護・育成を行うための支援を行います。
- 希少野生動植物種がみられる河川・湿地帯の保全に努めます。
- 生物多様性を総合的・計画的に保全するため基本的な方針を定める生物多様性地域戦略の策定を検討します。

施策２ 外来生物への対応

- 特定外来生物については、国や県と連携し、状況把握や情報発信を行います。

基本施策（3）公園の整備や緑化

施策1 公園の整備や緑化の推進

- 公園、緑地の適切な維持管理を行います。
- 公園の計画的な整備を行います。
- 市民農園の貸出し等、自然とのふれあいが図れる施設の紹介を行います。

施策2 緑化の推進

- 事業所等の敷地内で自然を取り入れた緑化推進のための指導・啓発を行います。

基本施策（4）文化環境の維持

施策1 景観の保全

- **市民**による歴史的文化遺産等の維持管理活動を推進します。

施策2 歴史的文化環境の保全

- 歴史的文化環境を保全します。

〈 基本目標3 豊かな自然 実践すべき環境行動（市民・市民団体・事業者）〉

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・ 地域環境を大切にするとともに、外来種等を絶対に放流等しない。
- ・ 貴重な野生動植物を捕獲・採取しない。
- ・ 自然を守る活動には積極的に参加する。
- ・ 家庭菜園、植花、緑化を積極的に行い、身近な緑の確保に努める。

事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・ 開発を行う際には、法令や指導要綱を順守する。
- ・ 工場や事業所の緑化等に努める。
- ・ 農業用水確保のため、地域には農業用ため池が点在しており管理に努める。

4 生活環境 … 安心・安全に暮らせる生活環境の確保



大気汚染や水質汚濁等の防止、指導・監視の強化（環境センターの機能充実等）を図るとともに、有害化学物質の発生抑制、適正管理、情報の提供を行い、市民が健康で安心して暮らせるまちをめざします。

大気汚染は主に自動車や事業所からの排出ガスが原因となっています。特に車社会の浸透により、市内の国道、県道等の幹線道路では通勤時や観光シーズンに交通渋滞が発生したりしています。

また、本市を流れる主要河川である木津川、柘植川、服部川、久米川、比自岐川等は、水質汚濁指標であるBODは全体として満足はしているものの、生活排水の流入する一部河川では未だに高い値を示しています。

また、様々な化学物質による環境汚染や生態系への影響が懸念され、早急な排出削減対策や化学物質の管理強化を講じる必要があります。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○ 河川水の環境基準達成率

生活排水対策の推進として、国、県等と連携し、河川水質監視に努めます。

本市の環境基準点は、木津川の大野木橋、岩倉橋、島ヶ原橋、柘植川の山神橋、服部川の伊賀上野橋、久米川の芝床橋、及び比自岐川の研川橋の7地点となっています。

2030（令和12）年度までに、水中の有機物の指標であるBODを全ての測定地点において達成されるように設定します。

年度	2019 (令和元)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況	目標値	
調査地点	7	7	7
達成地点	6	6	7
達成率	85.7%	85.7%	100%

基本施策（１）公害発生の防止

施策１ 事業所等への指導・監視の強化

- 事業所等の大気汚染や悪臭防止のために県と連携し、生産工程の設備などによる固定発生源対策の推進に努めます。
- 自動車騒音や事業所等への悪臭や騒音・振動に係る測定・調査の実施及び指導や助言、啓発を推進します。
- 現在、本市では、悪臭の22物質について濃度規制を行っていますが、においを発生する物質はこの22物質以外にも存在していることから、今後は人間の嗅覚によって数値化した臭気指数で規制する方向で検討していきます。
- 水質監視、悪臭測定等環境センター機能を充実し、環境監視の強化に努めます。

施策２ 有害化学物質の適正管理の推進

- 事業所に対し、有害化学物質の排出抑制に関する指導・助言を行います。
- 有害な化学物質についての適正使用や保管に関する情報提供を行います。

施策３ 生活排水対策の推進

- 国、県、関連団体と連携した河川水質監視を実施します。
- 合併処理浄化槽の設置及び維持管理に関する啓発を、生活排水対策重点地域を中心にを行います。

基本施策（２）生活環境の保全

施策１ 土地等（空き家等）の適正管理に関する指導

- 空き地の雑草等除去に関する条例に基づき、住宅地の空き地等が適正に管理されるように努めます。
- 「伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき市外から汚染された土壌が持ち込まれることがないように努めます。

施策２ 生活環境保全に係る相談

- 野焼きの煙等、生活環境の保全に係る相談や関連する情報発信を行います。

<

基本目標4
生活環境

実践すべき環境行動（市民・市民団体・事業者）

市民・市民団体については、次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・自動車の購入の際には、エコカーの選定に努める。
- ・通勤、通学時はなるべく公共交通機関や自転車を利用する。
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換し、適正な維持管理に努める。

事業者については、次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- ・社有車の購入の際には、エコカーの選定やエコドライブに努める。
- ・自然環境に関する調査や情報提供に努める。
- ・有害化学物質や汚濁物質の排出抑制を図る。

5 環境教育 … 環境教育・環境学習の推進



人と環境の関わりについての理解と認識を深めるための環境教育・環境学習を推進し、環境に配慮した行動を取れるような人材の育成を図ります。

今日における環境問題は、私たちの日ごろの生活・行動が様々な面で環境に影響を及ぼしており、その因果関係は複雑多岐にわたっています。このような問題に対処するためには、市民・NPO・地域の団体・学校・企業・行政等多様な主体が参加し、環境負荷を減らし、豊かな自然環境を保全・創造していくために、共通の仕組みを作っていくことが重要です。また、環境保全への取り組みに際して、日常における生活や日ごろの事業活動等において、それぞれが環境にやさしい行動の実践を行っていくことが重要です。そのために、お互いの環境保全に対する意識啓発や情報の交換を図り、地域、家庭、学校、職場での**環境教育、環境学習**を推進していくことが必要不可欠です。

本市は、豊かな自然がまだ数多く残っており、これらを環境教育の場として活用し、自然体験を通じた環境保全意識の向上を図っていくことも考えられます。

このような活動をさらに広げていくために、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

- 出前講座・環境活動のさらなる充実を図るとともに、本市HPで環境啓発等の動画配信を行い市民の環境意識の向上につなげます。

年度	2021 (令和3)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況	目標値	
出前講座回数	0	2	4
講座受講者の満足度 (5段階評価)	-	3.5	3.7
本市HPにUPした 啓発動画の平均視聴 件数	0	50	100
動画視聴者の満足度 (5段階評価)	-	3.5	3.7

基本施策（１）環境教育・環境学習の充実

施策１ 環境教育・環境学習の体制づくりの推進

- 学校教育活動のなかで環境学習を推進します。
- 小中学校で、環境学習プログラムを取り入れます。
- 本市の特色を生かした環境教育を実施します。

施策２ 大人向けの環境教育の推進

- 公民館講座や学習会等で環境学習講座を開設します。

施策３ 体験型環境教育の推進

- 自然観察会や野外実習等を通じた体験型の環境教育を行います。
- 資源ごみの回収、ごみクリーン活動を通じた体験型の環境学習を行います。

施策４ 人材の育成と活用

- 市職員が率先して環境知識や意識向上を図るため「伊賀市 EMS」の取り組みを通して自覚研修等推進します。
- 環境学習や研修等では、環境活動に携わっている人や有識者に積極的な講師の依頼を行っていきます。また、本市のHPを活用して、環境啓発に関する動画を発信していきます。
- 本市の環境政策を担う人材の育成を計画的に行っていきます。

基本施策（２）環境保全活動への参加の啓発

施策１ 環境保全活動の体制づくりの推進

- 市民・市民団体・事業者等による自主的な活動の活性化を促進するため、助言や支援を行います。
- 市民・市民団体・事業者・行政等が協力して環境保全活動に取り組みやすい体制づくりを推進します。
- 環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集・整理し、環境セミナー等を通じて、市民・市民団体や事業者へ情報発信します。

施策２ 環境保全活動に対する意識啓発

- 市民や市民団体等の環境保全活動に関する情報を提供し、環境保全活動への参加を啓発します。

<

基本目標5
環境教育

実践すべき環境行動（市民・市民団体・事業者）>

市民・市民団体については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- 環境教育・環境学習に積極的に参加する。
- 資源ごみの回収、ごみクリーン活動等に積極的に参加する。

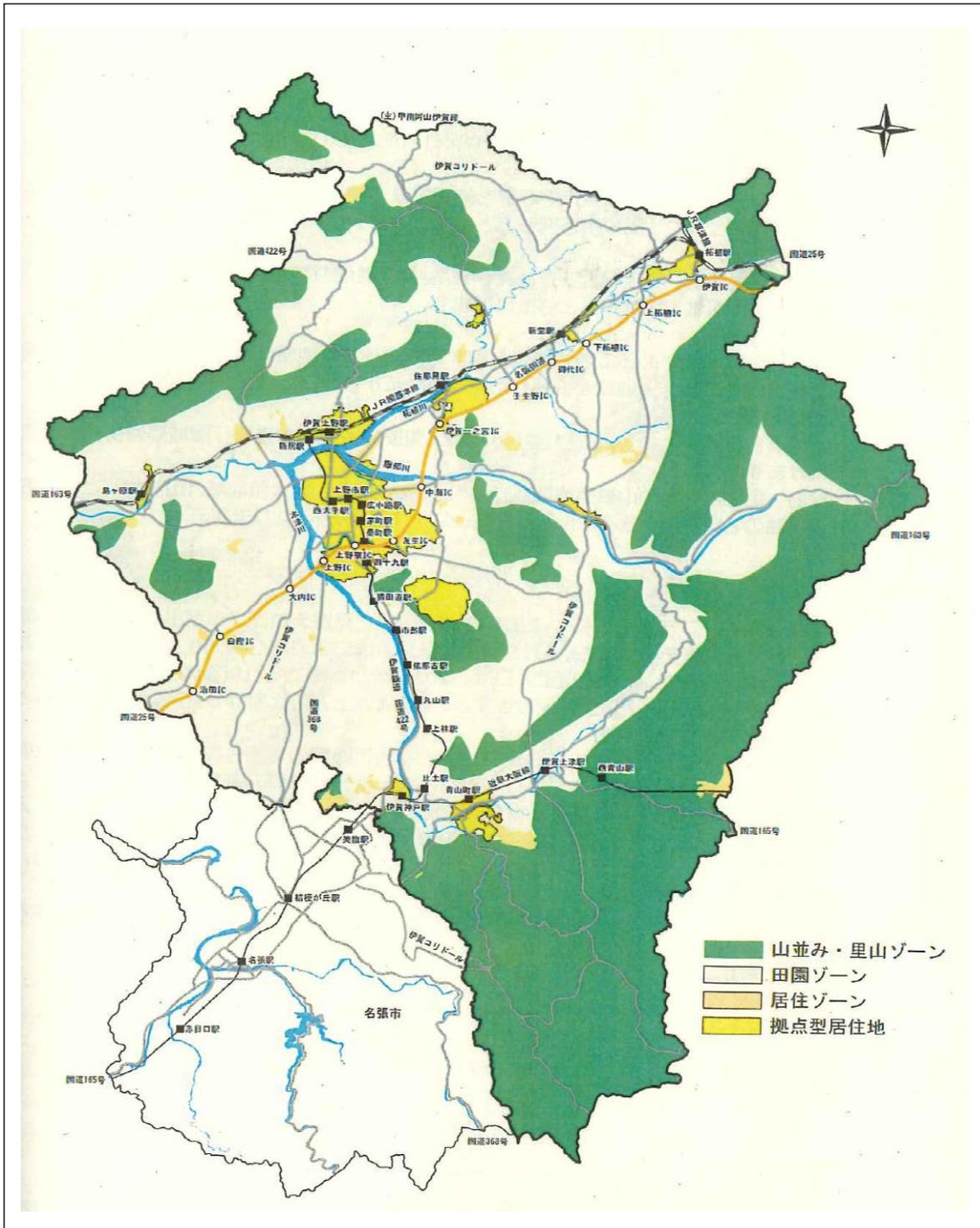
事業者については次のような実践すべき環境行動が考えられます。

- 環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集し、導入の検討を図る。
- 環境研修等を通じて要員の育成を図る。

(2) 地域別

地域別の環境配慮

本市は、城下町を中心とした市街地、市街地を取り巻く農住地や森林があり、その土地利用や自然環境の現況や特性を考慮した環境配慮も必要になります。



■伊賀市ゾーニング図

居住ゾーン

現在、市街地や開発が行われているゾーンを、これからも商業や産業の中心的地域として、市民の都市的で生活を支える市街地地域として位置づけます。

市街地地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①建築物を建設する際には「伊賀市ふるさと風景づくり条例（景観条例）」を順守し、景観に配慮します。
- ②開発に対して、自然との共生、資源循環型社会の形成等に配慮した計画に努めます。
- ③一定規模以上の建築物の新築や改築の際には、建築物省エネルギー法に従った構造とします。
- ④公園、緑地の充実や緑化推進に努めます。
- ⑤交通渋滞の緩和に努めます。
- ⑥看板などは良好な都市景観に配慮します。
- ⑦合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ⑧歴史的建造物、遺跡の保全に努めます。

田園ゾーン

伊賀盆地に広がる豊かな農地と農村エリア、その背景をなす中山間エリアと里山エリアを農住地域と位置づけます。

農住地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

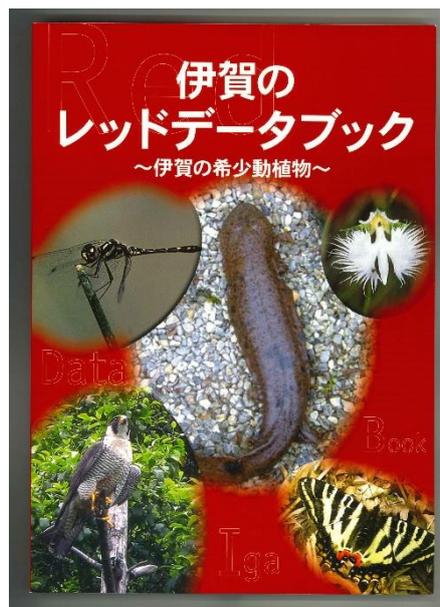
- ①農地の保全、管理を進めます。
- ②ため池、湿地帯等に分布する湿地性植物や水生生物の保護に努めます。また、希少動植物の保護に努めます。
- ③良好な河川水質を維持し、安全な飲料水の確保に努めます。
- ④休耕地を有効に活用します。
- ⑤コンポスト等の有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習等を通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ⑧地球温暖化へ**適応した品種を栽培します。**

山並み・里山ゾーン

鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園やその周辺の森林エリアを森林地域と位置づけます。

森林地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①放置されている森林について適切な管理をし、森林の持続的整備に努めます。
- ②豪雨時に地滑り、山崩れが無いように緑地機能回復等の治山を行います。
- ③野生生物の生育、生息調査を行い、希少な野生生物の保護に努めます。
- ④市民、市民団体、事業者等と協力し、森林の持続的整備に努めます。
- ⑤コンポスト等の有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習等を通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦自然歩道の整備を行い、市民が自然と触れ合える場所を提供します。



■ 希少な野生動物に関する資料
(伊賀のレッドデータブック)

第4章 計画の推進

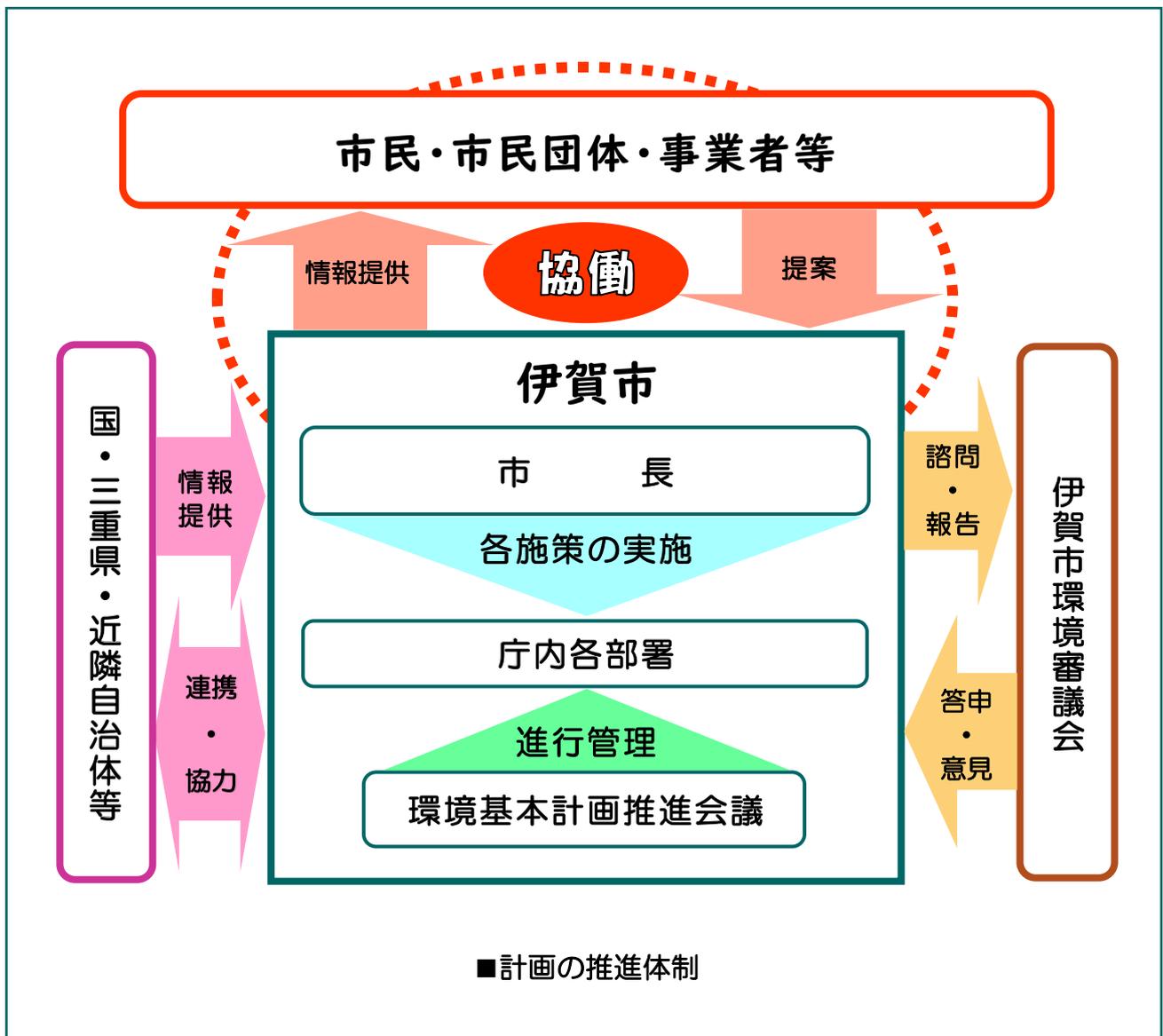
1 計画の推進体制

本計画は、市、市民、市民団体、事業者等の取り組みにより推進されます。

それぞれの主体が協働して本計画を推進するにあたり、各主体は連携を強化していかなければなりません。各施策は、各取組主体において取組むなかで、国の補助制度等有利な財源を有効に活用するなど、適切に施策を推進していきます。

また、本計画は、「伊賀市総合計画」など、市の他の計画と一体となって取り組む必要があることから、庁内に伊賀市環境基本計画推進会議を設置し、本計画を効果的に推進するとともに、各部署と協力・連携を図ります。

さらに、国・県・近隣自治体等からも十分に情報共有を図り、連携し協力していく必要があります。



2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act）に基づき、計画策定-実行-評価-改善を行うことで、継続的な改善につなげていきます。計画の進行に関しては、毎年度当初目標を設定し、取り組みを行い、年度末に取り組み成果を評価し、目標の見直し（修正）を行い、次年度の目標に反映させていきます。なお、計画の進行管理については、庁内に設置する伊賀市環境基本計画推進会議において検討の上、伊賀市環境審議会において確認いただきます。

また、地球規模での環境に対する世界の情勢、国の法令改正・環境基本方針の変更、地域社会情勢や本市を取り巻く環境の変化、科学技術の発展、さらに、計画の達成状況などにより必要に応じて、計画期間中に関わらず見直す場合があります。

「望ましい環境像」実現のための **PDCA** サイクル

☆伊賀市らしさを活かした地域（ローカル）SDGs がめざす「望ましい環境像」☆

～いまがんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!～
「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」

